

湧水対策関係省庁会議 議事次第

1 . 日 時 平成 20 年 8 月 11 日 (月) 10:30 ~

2 . 場 所 内閣府本府 3 階 特別会議室

3 . 議 事

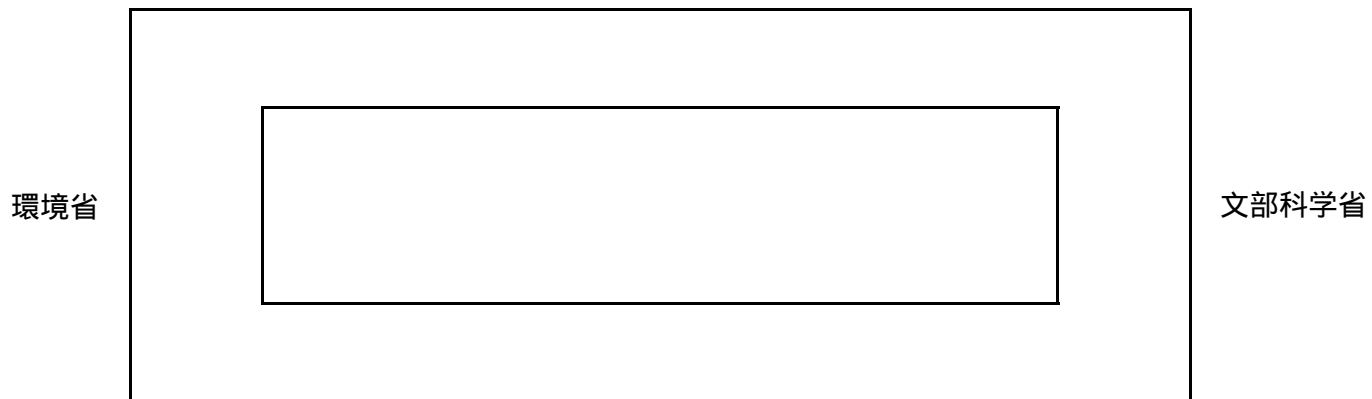
(1) 今回の湧水に関する情報交換

(2) 意見交換

湧水対策関係省庁会議 座席表

平成20年8月11日(月)
10:30 ~ 11:00
内閣府本府3階特別会議室

防衛省
国土交通省
水資源部長
内閣官房
副長官補
内閣官房
内閣審議官
内閣官房
危機管理審議官
総務省



厚生労働省
農林水産省
経済産業省
資源・エネルギー庁
国土交通省
河川局
気象庁

— 入口 —

湧水対策関係省庁会議出席者

平成20年8月11日

省庁名	役職	氏名
内閣官房	副長官補	坂 篤郎
内閣官房	内閣審議官	久貝 卓
内閣官房	危機管理審議官	福島 克臣
総務省	自治行政局地域自立応援課地域振興室長	伊藤 信
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課長	長坂 潤一
厚生労働省	健康局水道課長	粕谷 明博
農林水産省	農村振興局長	中條 康朗
経済産業省	地域経済産業審議官	栗山 信也
資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力基盤整備課長	吉野 恭司
国土交通省	土地・水資源局水資源部長	上総 周平
国土交通省	河川局河川計画課長	足立 敏之
気象庁	次長	小野 芳清
環境省	水・大気環境局水環境課長	河崎 和明
防衛省	大臣官房審議官	岸本 邦夫

渇水対策関係省庁会議設置要綱

平成 17 年 7 月 11 日
関係省庁申し合わせ
平成 17 年 8 月 30 日
一 部 改 正
平成 19 年 6 月 20 日
一 部 改 正
平成 20 年 8 月 11 日
一 部 改 正

1. 趣 旨

渇水に際し、関係行政機関等相互の密接な連携と協力の下に各般の施策の連絡調整及び推進を図るため、渇水対策関係省庁会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 構 成

会議は、別記 1 の職にあるものをもって構成する。

3. 議 事

- (1) 会議に議長を置き、内閣官房副長官補をもって充てる。
- (2) 会議に副議長を置き、内閣官房内閣審議官及び国土交通省土地・水資源局水資源部長をもって充てる。
- (3) 会議は、渇水により市民生活及び経済活動に重大な影響が及ぶこととなると予想される場合において、議長が主催する。
- (4) 会議は、渇水に関し、その都度、当該議事に関する職にある構成員を招集して開催する。ただし、議長が特に必要と認める場合には、その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の構成員は議長に対して、会議の開催を求めることができる。
- (6) 会議には、別記 2 の職にあるものをもって構成される幹事会を設ける。

4. 事務処理

会議に関する事務は、国土交通省土地・水資源局水資源部の協力を得て、内閣官房において処理する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

別記 1

- (議長) 内閣官房副長官補
(副議長) 内閣官房内閣審議官
内閣官房危機管理審議官
総務省大臣官房地域力創造審議官
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
厚生労働省健康局長
農林水産省農村振興局長
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
(副議長) 国土交通省土地・水資源局水資源部長
国土交通省河川局長
気象庁次長
環境省水・大気環境局水環境担当審議官
防衛省運用企画局長

別記 2

- (幹事長) 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補(内政・外政担当)付)
内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付)
総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
厚生労働省健康局水道課長
農林水産省農村振興局整備部水資源課長
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長
(副幹事長) 国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課長
国土交通省河川局河川計画課長
気象庁総務部企画課長
環境省水・大気環境局水環境課長
防衛省運用企画局事態対処課長